

み自発第22-31号  
令和4年9月25日

み春野自治会 会員各位

み春野自治会会長  
み春野自主防災組織本部長

### み春野自主防災組織「防災人材バンク」への登録について

会員の皆様におかれましては、日頃からみ春野自治会及びみ春野自主防災組織が推進する防災活動に関しまして、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、み春野自治会及びみ春野自主防災組織では、発生が危惧される首都直下地震等への備えとして、活動方針の一つに「地域防災力の向上を念頭においた共助体制の確立」を掲げています。

そこで、地域コミュニティにおける共助意識の醸成及び地区の防災リーダーや担い手の確保・育成を進めるため主題に関する登録者を下記のとおり募集致します。

趣旨に賛同のうえ、本取り組みにお力添えいただける会員の皆様におかれましては、登録にご協力お願い致します。

### 記

#### 1 趣旨及び背景

自治会では、地域防災力向上の取り組みを定着させるべく、日頃から啓発活動や災害への備えを実践しているところですが、取り組みの継続性を意識すると自治会役員だけでは限界があります。

地域に潜在する多様な人達を巻き込み活動に参画する仲間を増やすことが不可欠となっています。

そこで、特定な専門性や得意分野を有する方をはじめ多様な経験・経歴を持ちである方、また、理由は問わず防災活動に興味や関心がある方を自主防災組織の支援者（アドバイザーやアシスタント等）として登録させていただくものです。

スローガンは、「み春野の防災を共に考え実践する。」です。

防災知識の有無は問わずみ春野自治会の会員であれば、どなたでも登録可能です。

#### 2 登録後の活動等

- (1) 「できるひとが」、「できるときに」、「できること」を基本と致します。
- (2) 会合への出席や訓練等の参加は強制しませんので、「避難所開設時の力仕事は任せて」や「被災体験を披露したい」などといったご支援・ご協力であっても支障ありません。
- (3) 自治会役員であるコアメンバー共に、平時の啓発活動や懸案事項（地区防災計画の策定、集会所を地区避難施設として開設する際の運營業務、避

難行動要支援者に係る個別避難計画の策定義務化に伴う対応等)の推進にお力添えいただける方も歓迎致します。

(4) 防災に係る技能や知識の習得を目的とした高校生や大学生等の登録も歓迎致します。

### 3 登録の条件等

(1) 16歳以上の自治会の会員で別添え(登録票)を提出いただける方

(2) 当面は、防災人材バンクへの登録にあたりアドバイザー又はアシスタント等の別は、区分しません。

### 4 登録方法

(1) 別添え(登録票)を自治会集会所に持参してください。

なお、自治会関係者が不在の場合は、集会所のポストに投函してください。

(2) 登録に当たっては、本人確認のための連絡を伴います。

登録票には、必ず連絡先を記入してください。

### 5 募集期間

随時とします。

### 6 その他

多様な方を求めており、専門性や得意分野がなくとも、防災活動に興味・関心のあるは歓迎致します。

また、防災を共に考え実践するうえでは、女性の視点は欠かせません。